

基山町立保育所等基本設計業務公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

基山町 こども課 子育て支援係

受付日	受付番号	質問	回答
5月20日	1	<p>実施要領5ページの、7. 所要施設 保育所の所要室のところ、「保育室 屋内遊戯室含む」とありますが、基本構想11ページの面積表のように保育室と遊戯室はそれぞれ設ける、と理解してよいでしょうか。</p>	<p>基本構想の「(4) 施設整備について」は、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日付厚生省令第63号）に基づいた面積等を記載しています。基準や実施要領を満たしていれば、どのような提案でもかまいません。</p>